

平成27年3月27日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病及び審査請求の区分	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	名古屋市	愛知県名古屋市の男性	平21.7.27	慢性気管支炎 気管支ぜん息 遺族補償一時金 葬祭料	<p><b>取消し</b></p> <p>直接死因は肺腺癌であるが、被認定者は高齢だけでなく、指定疾病である慢性気管支炎と気管支喘息のために手術や化学療法による肺腺癌の治療を避けざるを得なくなったことが認められる。然るところ、環境省の環境保健部長通知「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について」は、「指定疾病に起因して死亡した」との趣旨は、指定疾病が直接の原因となって死亡した場合に限られず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むとしているから、被認定者が指定疾病に罹患していたために肺腺癌の十分な治療を受けられないまま死亡した本事案も指定疾病に起因して死亡したと認められる。</p> <p>これに対し、処分庁は、手術や化学療法を選んだ理由は被認定者が高齢であったことだけだと弁明するが、処分庁がこの点について真摯かつ十分に具体的な検討を行ったとは到底認められず、その弁明は失当である。</p> <p>よって、遺族補償費等の給付率は50%を下回らないと判断するのが相当であり、これを不支給とした原処分は違法であるから取り消す。</p>	審査請求人は、被認定死亡者の息子。被認定死亡者は、慢性気管支炎と気管支ぜん息について昭和57年から3級、昭和60年からは2級、平成元年からは1級で認定。	平19.11.16	①平20.7.28 ②平20.8.6 ③平21.7.7

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病及び審査請求の区分	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	愛媛県東温市の女性	平24.4.24	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金 特別葬祭料	<p><b>棄却</b></p> <p>未申請死亡者については、職歴から石綿ばく露の事実、呼吸機能検査結果から著しい呼吸機能障害があったことは認められるが、放射線画像では胸膜プラークは認められるもののじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。したがって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺であったと認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は、未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより石綿肺に罹患したとして申請。	平23.10.15	平24.2.28
2	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府大阪市の男性	平24.10.3	肺がん 特別遺族弔慰金 特別葬祭料	<p><b>棄却</b></p> <p>未申請死亡者については、放射線画像では、悪性腫瘍を疑わせる所見はなく、胸膜プラークは認められるもののじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。本事案ではほかに病理組織診断や細胞診、石綿小体の計測についての資料がなく、石綿による肺がんを認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は、未申請死亡者の子。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより肺がんを罹患したとして申請。	平24.3.9	平24.8.28

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病及び審査請求の区分	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
3	独立行政法人 環境再生保全 機構	東京都豊島区 の女性	平25. 3. 21	肺がん  特別遺族弔慰金 特別葬祭料	<p><b>棄却</b></p> <p>施行前死亡者の死亡診断書の直接死因に「肺癌」と記載され、原発性肺がんであると認める。しかし、放射線画像上、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、また、気管支洗浄液中に石綿小体はみられなかった。提出された診療録等にもこれら所見の記載は認められなかった。したがって、肺がんが石綿を吸入することにより発症したとは認められない。</p> <p>請求人は、診断書等に「アスベストosis」との診断名が記載されているから石綿起因性が認められると主張するが、疾患名が「アスベストosis」であっても認定要件である胸膜プラークと肺線維化が認められることにはならず、請求人の主張は失当である。</p> <p>よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、法の施行前死亡者の妻。審査請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。	平23. 12. 12	平25. 3. 11